



福岡医発第53号(地)
平成23年 4月 8日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

今般、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第20号)が、平成23年3月10日公布され、平成23年4月1日より施行されることについて、厚生労働省老健局長より福岡県保健医療介護部介護保険課長を通じて通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

「公印省略」

22介第4701号
平成23年3月31日

社団法人福岡県医師会
会長 松田 峻一良 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(指 定 育 成 係)

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

本県の介護保険行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第20号）が、平成23年3月10日公布され、平成23年4月1日より施行されることについて、厚生労働省老健局長から別添のとおり通知されましたので、お知らせします。

ついては、各郡市医師会への周知について特段の御配慮を賜りますとともに、今後とも、要介護認定事務の円滑な実施に御支援、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

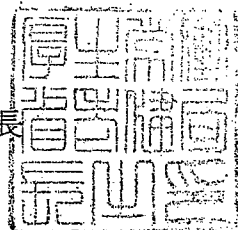


老発0310第1号

平成23年3月10日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第20号。以下「改正省令」という。）が、本日公布され、平成23年4月1日より施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴職においては、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村等の保険者への周知徹底を図られたい。

記

1 改正省令の内容

- (1) 要介護状態区分又は要支援状態区分の変更の認定に係る有効期間について（第38条及び第52条関係）

要介護状態区分又は要支援状態区分の変更の認定に係る有効期間について、市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間まで（6月間を除く。）の範囲内で定めることができることとしたこと。

- (2) 要支援更新認定の申請であって介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により法第27条第1項の申請とみなされたものに係る要介護認定に係る有効期間について（第38条及び第52条関係）

要支援更新認定の申請であって法第35条第4項の規定により法第27条第1項の申請とみなされたものに係る要介護認定に係る有効期間について、市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間まで（6月間を除く。）の範囲内で定めることができることとしたこと。

- (3) 要介護更新認定の申請であって法第35条第2項の規定により法第32条第1項の申請とみなされたものに係る要支援認定に係る有効期間について（第38条及び第52条関係）

要介護更新認定の申請であって法第35条第2項の規定により法第32条第1項の申請とみなされたものに係る要支援認定に係る有効期間について、市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間まで（6月間を除く。）の範囲内で定めることができることとしたこと。

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成23年4月1日

(2) 経過措置

改正省令に規定する有効期間は、平成23年4月1日以後に申請があった要介護認定及び要支援認定について適用し、平成23年3月31日までに申請があった要介護認定及び要支援認定の有効期間は、従前どおりとすること。

要介護認定に係る有効期間の見直しについて

1. 基本的な考え方

○「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会取りまとめ)を踏まえ、要介護認定等に係る市町村の事務負担を軽減する。

2. 具体的内容

○介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に規定する有効期間の上限の一部を以下のとおり改正する。

(具体的な対応案)

申請区分等		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間 (改正後)	設定可能な認定有効期間の範囲 (改正後)
新規申請		6ヵ月	3～6ヵ月	6ヵ月	3～6ヵ月
区分変更申請		6ヵ月	3～6ヵ月	6ヵ月 →	3～12ヵ月
更新申請	前回要支援 → 今回要支援	12ヵ月	3～12ヵ月	12ヵ月	3～12ヵ月
	前回要介護 → 今回要介護	12ヵ月	3～24ヵ月	12ヵ月	3～24ヵ月
	前回要支援 → 今回要介護	6ヵ月	3～6ヵ月	6ヵ月	3～12ヵ月
	前回要介護 → 今回要支援	6ヵ月	3～6ヵ月	6ヵ月 →	3～12ヵ月

〔省 令〕

○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二〇）

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
（政治資金適正化委一六）

○日本国に帰化を許可する件
（法務一〇六）

○薬事法施行規則第十二条第一項の登録をした旨を公示する件
（厚生労働四五）

○農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件
（農林水産五九一）

○保安林の指定をする件
（同五九二、五九三）

○保安林の指定施業要件を変更する件
（同五九四、六〇一）

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通二五一）

○函館空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件
（同二五二）

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件
（同二五三）

○福岡空港の施設について告示した事項に変更があった件（同二五四）

○航路標識に関する件
（海上保安庁六七、六九）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

岩手県 栃木県 大阪府 仙台市 静岡市 大崎市

〔官庁報告〕

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募
（防衛省）

法 務

公証人任免（法務省）

労 働

争議行為の通知の公表について
（厚生労働省）

国家試験

中小企業診断士試験に関する公告
（経済産業省）

〔資 料〕

閣議決定等事項

日本と世界の天候（平成二十三年一月）
（速報）（気象庁）

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生、承認援助関係

会社その他

○厚生労働省令第二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八條第一項（同條第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三條第一項（同條第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十日

厚生労働大臣 細川 律夫

介護保険法施行規則の一部を改正する省令
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項第二号中「五月間」の下に「（法第二十九條第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定又は要支援更新認定（法第三十三條第二項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ。）の申請であつて法第三十五條第四項の規定により法第二十七條第一項の申請とみなされたものに係る要介護認定を行う場合にあつては、十二月間）」を加へる。

第四十一條第二項中「五月間」の下に「（法第二十九條第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定又は要支援更新認定（法第三十三條第二項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ。）の申請であつて法第三十五條第四項の規定により法第二十七條第一項の申請とみなされたものに係る要介護認定を行う場合にあつては、十二月間）を加へる。

第五十二條第一項第二号中「五月間」の下に「（法第三十三條第二項の規定による要支援状態区分の変更の認定又は要介護更新認定の申請であつて法第三十五條第二項の規定により法第三十二條第一項の申請とみなされたものに係る要支援認定を行う場合にあつては、十二月間）」を加へる。

第五十三條中「（法第三十三條第二項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十五條第二項中「五月間」の下に「（法第三十三條第二項の規定による要支援状態区分の変更の認定又は要介護更新認定の申請であつて法

第三十五条第二項の規定により法第三十二条第一項の申請とみなされたものに係る要支援認定を行う場合にあつては、十二月間」を、「十一月間と」の下に、「期間（六月間を除く）」とあるのは「期間」とを加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の介護保険法施行規則（以下「新規則」という。）第三十八条第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請があつた要介護認定（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に申請があつた要介護認定については、なお従前の例による。

2 新規則第五十二条第一項の規定は、施行日以後に申請があつた要支援認定（介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に申請があつた要支援認定については、なお従前の例による。